

令和7年3月市議会特別会議提出議案要旨

議案第94号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について【市民税課、資産税課】

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。その概要は、次のとおり

- (1) 公示送達について、公示事項を市役所の掲示場に掲示する方法に加え、インターネットを利用する方法により閲覧することができる状態に置く措置等をとることとする。
- (2) 大学生年代の子等に関する個人住民税の特別控除の創設に伴い、令和8年度分以後の個人住民税に関し、当該特別控除に係る額の所得控除を実施等するための規定の整備を行う。
- (3) 軽自動車税種別割について、総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車に係る税率の区分を設けるとともに、個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能となったことに伴い減免の手続に係る規定の整備を行う。
- (4) 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、一定の要件に該当すると認められるときは当該措置を適用することができることとする。
- (5) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方法によることとするほか、一定の重量未満のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻たばこ1本と換算する等の特例を設ける。